

須坂市教育委員会8月定例会 会議録

1 日 時 2026 年8月 19 日(水)午後2時 30 分 ～ 3時 56 分

2 場 所 須坂市役所 東庁舎3階 第4委員会室

3 出席した委員 教育長 勝山 幸則

教育長職務代理者 ニノ宮邦彦

教育委員 村石 忍

教育委員 湯本 理恵

教育委員 青木 十郎

4 説明のため出席した職員

教育次長 中村 健司

学校教育課長 若林 久人

子ども課長 山岸 和幸

人権同和教育課長 山岸 潤

文化スポーツ課長補佐 中村 紀子

生涯学習推進課長補佐 新井 一樹

学校給食センター所長 村石 孝子

主任指導主事 後藤 昭彦(欠席)

指導主事 松木 智子(欠席)

指導主事 宮崎 健(欠席)

指導主事 西原 秀明

指導主事 北村 雅

指導主事 松澤 裕子(欠席)

日本語教育コーディネーター 上原 龍彦

5 事務局出席職員

庶務係長 安川 尚義

庶務係 高木 和巳

6 本日の会議に付した事項

1 学校等の状況報告について

2 議 題

議案第 46 号 須坂市保育所入所に関する規則の一部を改正する規則について

議案第 47 号 須坂市一時的保育事業実施要綱の一部を改正する要綱について

議案第 48 号 須坂市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第 49 号 2027 年度使用 一般図書等の採択について

3 協 議

4 一般行政報告

- (1) 教育長出席行事の報告について
- (2) 行事共催等承認の報告について
- (3) 個人情報開示制度運用状況について
- (4) 9月補正予算(案)の概要について
- (5) 2025 年度事業実績並びに主要成果について
- (6) 令和8年度日本語教室について
- (7) 職員の処分について
- (8) その他

5 その他

- (1) 教育委員会行事予定について
- (2) 須坂市教育委員会主催・共催大会等への出席について
- (3) 須坂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び須坂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- (4) その他

教育長が開会を宣した。

1 学校等の状況報告について

教育長が説明を求め、指導主事が説明した。

- ・8月1日現在の児童生徒数は、先月より小学校で1名増、中学校は増減なし。
- ・学校事故等の報告は、7月の報告以降、小中学校で3件、保育園1件、児童クラブ1件があった。
- ・小学生が給食で誤食を起こし、五目スープのイカを学校・家庭ともに見落とし、児童がスープを飲んだ。養護教諭がアレルギー症状を確認し、救急搬送のうえ経過観察後に帰宅した。
- ・不登校による欠席は、1学期の状況が昨年同期より小学校で 11 名増、中学校で4

名減であり、小学校高学年の状況が気になる。

- ・学年別の新規・継続不登校者数では、1学期の新規不登校はゼロであった。
- ・自然体験学習では、須坂・小山・日滝・豊丘・井上の各小学校で参加者全員が登頂できた。
- ・運動会は、須坂小学校と須坂支援学校が合同で開催した。
- ・中学校職業体験学習は3校から報告があり、墨坂中学校も5月20日・21日に実施した。

委員：

- ・誤食について、どのような経過であったか。

給食センター所長：

- ・イカを見落として食べたもので、今後は献立名にイカを含む表記を加え、食材が分かるようにする対応をとりたい。

委員：

- ・職業体験学習について、他校と日程を合わせられないか。また各中学校の受入先はどのように決めているか。

指導主事：

- ・日程は各事業所と学校が調整しており、複数校が重なる場合もあるため調整が必要である。受入先は毎年継続してお願いしている事業所が多い。

委員：

- ・墨坂中学校では、生徒の興味関心をアンケートで把握し、担任が受入事業者を割り振り、本人が直接電話して依頼する流れとなっている。

委員：

- ・小学校の職場見学や社会見学で、身近な高校も対象とする取組があってもよいのではないか。

教育長：

- ・職場体験は効果もあるが、期間が限定的でありキャリア教育の視点から課題もある。カリキュラムの内容であり、校長会や学校との連携を含めて今後検討したい。

学校教育課長：

- ・商工会議所への受入依頼について、複数の事業者から引き合いがあり学校へ周知した。今後も体験結果を商工会議所と共有し、よりよい内容としていきたい。

・今年度の学校経営概要では、職場見学を実施している小学校が6校あり、体験学習との結びつけも可能である。

委員：

・企業側も受入れに前向きであると、以前の窓口経験から補足する。

教育長：

・カリキュラムの中身であり、校長会や学校との連携の中で検討していきたい。

2 議 題

議案第 46 号 須坂市保育所入所に関する規則の一部を改正する規則について
教育長が説明を求め、子ども課長が説明した。

特に意見質問なく承認された。

議案第 47 号 須坂市一時的保育事業実施要綱の一部を改正する要綱について
教育長が説明を求め、子ども課長が説明した。

特に意見質問なく承認された。

議案第 48 号 須坂市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則について
教育長が説明を求め、文化スポーツ課長補佐が説明した。

特に意見質問なく承認された。

議案第 49 号 2027 年度使用 一般図書等の採択について
教育長が説明を求め、学校教育課長が説明した。

特に意見質問なく承認された。

3 協 議

なし。

4 一般行政報告

(1) 教育長出席行事の報告について

教育長が説明した。

(2) 行事共催等承認の報告について

教育長が説明を求め、学校教育課長が説明した。

後援9件、共催1件を承認し、うち新規は2件であった。

(3) 個人情報開示制度運用状況について

教育長が説明を求め、子ども課長が説明した。

(4) 9月補正予算(案)の概要について

教育長が説明を求め、学校給食センター所長、文化スポーツ課長補佐が説明した。

(5) 2025 年度事業実績並びに主要成果について

教育長が説明を求め、教育次長が説明した。

(6) 令和8年度日本語教室について

教育長が説明を求め、日本語教育コーディネーターが説明した。

委員：

- ・日本語を母語としない子どもへの取組はよく分かったが、通常の子どもたちへの影響はどのように出ているか。

日本語教育コーディネーター：

- ・食べ物紹介の掲示等をきっかけに、日本人児童が「自分も書きたい」と教室に来るようになり、開かれた場となりつつある。多様な国の文化を知る機会にもなっている。

学校給食センター所長：

- ・ベトナムの料理などを給食に取り入れ、国の紹介ができるものを検討していきたい。

委員：

- ・教室に通う子どもたちは、リライトした教材の使用を義務づけられているのか。

日本語教育コーディネーター：

- ・作成した教材を印刷し配布しているが、使用を義務づけるものではなく、生徒が持参した教材を用いる場合もある。

教育長：

- ・国際化が進む中、日本語教室は多文化の受入れやインクルーシブにつながる窓口であり、今後活用を広げていきたい。通級・取り出しの体制が課題である。

(7) 職員の処分について

教育長が説明を求め、教育次長が説明した。

(8) その他

なし。

5 その他

(1) 教育委員会行事予定について

教育長が説明を求め、各課長が説明した。

(2) 須坂市教育委員会主催・共催大会等への出席について

教育長が説明を求め、学校教育課長が説明した。

(3) 須坂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び須坂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

教育長が説明を求め、子ども課長が説明した。

(4) その他

なし。

教育長が閉会を宣した。